

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	後期高齢者医療保険事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

白山市は、後期高齢者医療保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

白山市長

## 公表日

令和5年7月12日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律並びに白山市後期高齢者医療に関する条例の規定に基づき、特定個人情報を取り扱う以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、石川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に提供し、被保険者情報の提供を受ける。</li><li>② 保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合へ提供する。</li><li>③ 特別徴収候補者情報を基に対象者を決定し、特別情報を管理する。</li><li>④ 広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料（納入）額通知書等を被保険者に送付する。</li><li>⑤ 徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。</li><li>⑥ 高額医療・高額介護の連携情報を管理する。</li><li>⑦ 被保険者及び同一世帯員の宛名情報の特定、突合を行うため、共通宛名情報を管理する。</li></ul>
③システムの名称	後期高齢者医療システム、税収納管理システム、統合宛名システム、口座振替システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項及び別表第一（59の項）</li><li>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府令／総務省令第5号）第46条</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 實施する 2) 實施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>（情報提供）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号及び別表第二（80、83の項）</li></ul> <p>（情報照会）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号及び別表第二（82の項）</li><li>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府令／総務省令第7号）第43条の2の2</li></ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	白山市総務部総務課 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 電話番号 076-274-9510
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	白山市健康福祉部保険年金課 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 電話番号 076-274-9521

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年2月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> 自己点検 ]	[ <input type="radio"/> 内部監査 ] [ <input type="radio"/> 外部監査 ]
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月25日	I 5 ②所属長	森 裕志	黒田 治伸	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年4月1日	I 3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の59の項</li> <li>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(59の項)</li> </ul>	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年4月1日	I 4 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年4月1日	I 4 ②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二の82の項</li> </ul> <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二の83の項</li> </ul>		事後	事前通知事項に当たらないため
令和1年6月27日	I 5 ②所属長の役職名	黒田 治伸	課長	事後	事前通知事項に当たらないため
令和1年6月27日	8 連絡先	白山市健康福祉部保険年金課 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 電話番号 076-274-9528	白山市健康福祉部保険年金課 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 電話番号 076-274-9521	事後	事前通知事項に当たらないため
令和1年6月27日	IV リスク対策	—	新設	事後	事前通知事項に当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月12日	I 3 法令上の根拠	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(59の項)	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(59の項) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令／総務省令第5号)第46条	事後	事前通知事項に当たらないため
令和5年7月12日	I 4 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	事前通知事項に当たらないため
令和5年7月12日	I 4 ②法令上の根拠		(情報提供) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号及び別表第二(80、83の項)  (情報照会) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号及び別表第二(82の項) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令／総務省令第7号)第43条の2の2	事後	事前通知事項に当たらないため